「学校いじめ防止基本方針」

犬山市立南部中学校

２０２３／４

１　いじめの防止についての基本的な考え方

（１）基本的な考え方

　　　「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（２）いじめに対する基本姿勢

　　　いじめの防止は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめをなくすため、まずは、日頃から個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学び、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

（３）育てたい生徒の力や教師の役割

　　　知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな生徒の育成をめざすとともに、校訓「強く 正しく 伸びる」生徒の育成をめざす。

1. キャッチフレーズ「人に優しさ・自分に強さ」のもと、思いやりにあふれ、安心感が得られる環境の保障で、生き生きとした活気ある学校づくりをする。
2. 当たり前のことを当たり前にできる生徒の育成に努める。
3. 生徒がともに学び合い、生徒の学びを保障した授業をする。

２　いじめ防止対策組織

　　「生徒指導部会」・「主任者会」・「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことがないよう、組織として対応する。

○生徒指導部会…生徒指導部、養護教諭

　　週に一回、各学年の生徒指導部で集まり、情報交換を行う。学年の様子を話し合い、対策を考えていき、いじめの未然防止を図る。また、知り得た情報の共有に努める。

　○主任会…教務、各学年主任

　　教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行い、各学年の生徒について情報交換し、いじめの防止や早期発見に努める。

　○いじめ・不登校対策委員会…全職員

　　年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。また、いじめの実態について共通理解を図り、全職員で対応していく。問題が解消したと判断した場合でも、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。年間２回（４月と１１月）開催。

３　いじめの防止策に対する具体的な取組

（１）いじめの未然防止の取組

・生徒同士の人間関係づくりを大切にし、互いに認め合い、高め合っていく学級づくりを進める。

・生徒が主体となり、仲間と共に学び合う授業づくりに努める。

・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の育成を図る。

・対人行動を習得する「ソーシャルスキルトレーニング」や人間関係づくりの行動を学ぶ「構成的グループエンカウンター」を積極的に取り入れていく。

・年１回、生徒をはじめ保護者・教職員に対しても、インターネットの安心・安全利用に関する啓発を行う。

（２）いじめの早期発見の取組

・教育相談を年３回（４月・９月・１月）実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

・教師と生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

・スクールカウンセラーやいじめ相談電話をはじめとした外部の相談機関等を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

（３）いじめに対する措置

・いじめの発見・通報を受けたら「生徒指導部会」を中心に組織的に対応する。

・被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

・加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・支援を行う。

・「いじめ・不登校対策委員会」で教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーなどの専門家や、警察・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

・ネット上のいじめの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

４　重大事態への対応

・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

・学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

・調査結果については、被害生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。

５　学校の取組に対する検証・見直し

・学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、ＰＤＣＡサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

・いじめに関する項目を盛り込んだ教職員・保護者への学校評価アンケートを年に２回（６月・１２月）実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

６　その他

・いじめ防止や生徒指導、人間関係づくりに関する校内研修を年２回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

・「学校いじめ防止基本方針」は、４月に保護者に配付するとともに、ホームページに掲載する。

・毎月、生徒指導主事がいじめの報告書を市教育委員会に提出する。

重大事態の対応フロー図

いじめを認知

教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

　　　　　　○「生徒指導部会」が調査組織の母体となる。

　　　　　　○組織の構成については、専門的知識および経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

　　　　　　○因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

○事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた生徒およびその保護者へ適切な情報提供

　　　　　　　　○関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

○調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

　　　　　　　　○被害者の希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

　　　　　　　　○調査結果を踏まえ、原因の究明を図り、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

　　　　　　　　○再発防止に向けて取組の検証を継続的に行う。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 職員 | 未然防止の取組 | 早期発見の取組 | 保護者・地域 |
| ４月 | P  D  C  A  P  D  C  A  P | ○「学校いじめ基本方針」の内容確認  ○第１回いじめ・不登校対策委員会 | ○相談室やSCを生徒、保護者へ周知する  ○学級開き、学年開き  ○心肺蘇生法 | ○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知  ○教育相談 |  |
| ５月 |  | ○修学旅行  ○自然教室  ○１年ピアサポート |  |  |
| ６月 |  |  |  | ○授業公開  ○考える会  ○保護者会 |
| ７月 | ○評価アンケート | ○全校スマホ・ケータイ安全教室 |  | ○評価アンケート |
| ８月 | ○中間評価･検証 |  |  |  |
| ９月 |  | ○体育大会 | ○教育相談 |  |
| １０月 |  | ○職場体験学習  ○遠足・校外学習 |  | ○考える会  ○授業公開 |
| １１月 | ○第２回いじめ・不登校対策委員会 | ○合唱発表会 |  |  |
| １２月 | ○評価アンケート | ○人権週間の取組 |  | ○評価アンケート  ○保護者会 |
| １月 |  |  | ○教育相談 |  |
| ２月 | ○校務分掌会  （来年度に向けて） | ○３年生を送る会 |  | ○考える会 |
| ３月 |  |  |  |  |
| 通年 | ○生徒指導部会  ○主任者会  ○いじめの情報収集 | ○校長講話  ○道徳 | ○やりとり帳  ○ＳＣ相談  ○健康観察 | ○ホームページ  ○学年通信 |

【いじめ防止の取組　年間計画】